（別記様式）（特例監理技術者の配置を認める場合）

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

【○○建設】

|  |  |
| --- | --- |
| 工事番号 |  |
| 工事名 |  |
| □ | 特例監理技術者の配置を予定している | 確認書類（要提出） |
| □ | 1. 予定価格が３億円未満の工事であること
 |  |
| □ | 1. 建設業法第２６条第３項ただし書きによる監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること
 | ・監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証等） |
| □ | 1. 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること
 |
| □ | 1. 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
 | ・監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（健康保険証等の写し） |
| □ | 1. 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、当該工事を含め同時に２件までとすること
 | ・特例監理技術者が兼務する工事のＣＯＲＩＮＳの写し等 |
| □ | 1. 特例監理技術者が兼務できる工事は、天草市発注工事、又は熊本県発注工事で、工事箇所が熊本県天草広域本部管内であること
 | ・施工箇所及び工事概要がわかる仕様書、図面、位置図等 |
| □ | 1. 単体企業で受注している工事であること
 | ・特例監理技術者が兼務する工事のＣＯＲＩＮＳの写し等 |
| □ | 1. 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること
 | ・⑧～⑩について記載した業務分担、連絡体制等を記載した書類（任意様式） |
| □ | 1. 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること
 |
|  | 1. 監理技術者補佐が担う業務について、あらかじめ明らかにすること
 |
| □ | 1. 市発注工事と県が発注する工事を兼務する場合、発注者が兼務について承認していること
 | ・当該発注工事の発注者が、市発注工事との兼務を承認していることがわかる書類（工事打合簿の写し） |
| □ | 1. 特例監理技術者の配置が認められると判断された工事であること
 |  |
| □ | 上記項目をすべて満たしている |  |

※☑または■を記載すること。

※入札時点で特例監理技術者の配置を検討している場合、競争参加資格確認申請時は本様式のみの提出（各要件を確認するための提出書類の添付は不要）とし、各要件を確認するための提出書類は落札決定後に提出すること。

※契約後、特例監理技術者の配置を行う場合には、本様式と各要件を確認するための提出書類を併せて提出すること。

【各要件を確認するための提出書類】

1. 予定価格が３億円未満の工事であること。

〈提出書類〉

なし

1. 建設業法第２６条第３項ただし書きによる監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

〈提出書類〉

・監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など）

1. 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
2. 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

〈提出書類〉

　・監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（健康保険証等の写し）

1. 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとすること。

〈提出書類〉

　・特例監理技術者が兼務する工事のＣＯＲＩＮＳの写し等

1. 天草市発注工事、又は熊本県発注工事で工事箇所が熊本県天草広域本部管内であること。

〈提出書類〉

・施工箇所及び工事概要がわかる仕様書、図面（位置図、設計平面図等）及び、工事現場相互の距離が記載された位置図（様式自由）等要件を満たすことが確認できる書類。

1. 単体企業で受注している工事であること。

〈提出書類〉

・特例監理技術者が兼務する工事のＣＯＲＩＮＳの写し等

1. 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
2. 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
3. 監理技術者補佐が担う業務について、あらかじめ明らかにすること。

〈提出書類〉

・⑧～⑩について記載した業務分担、連絡体制等を記載した書類（任意様式）

1. 市発注工事と県が発注する工事を兼務する場合、発注者が兼務について了承していること。

〈提出書類〉

・当該発注工事の発注者が市発注工事との兼務を承認していることがわかる書類（工事打合簿等の写し）

1. 特例監理技術者の配置が認められると判断された工事であること（高度な技術を要する等、工事の品質確保の観点から監理技術者の専任が必要と判断される工事については兼務を認めない場合がある）。

〈提出書類〉　なし